

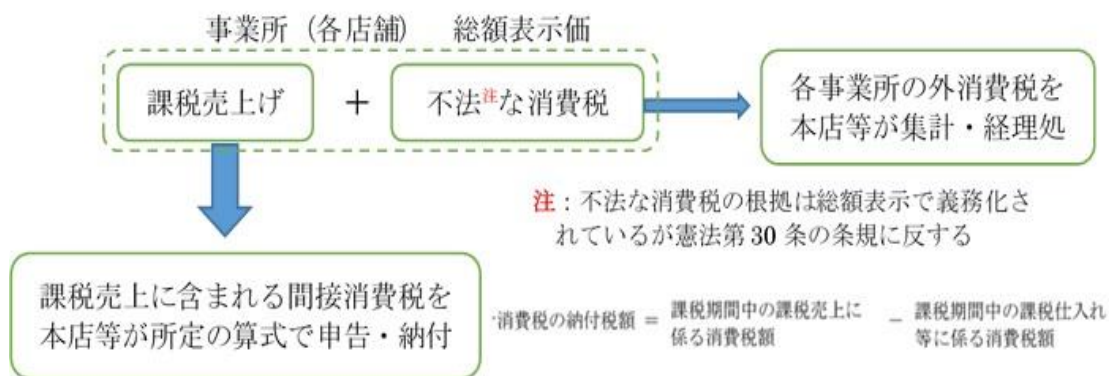
「正しい消費税の課税標準価格表示」

皆さんは消費税法第28条の「課税標準」について考えたことがあるでしょうか？

「譲渡価格A＝課税標準×（1＋消費税率）」とするのが同法63条の価格の表示であるにも係わらず、消費税特別措置法第10条により「譲渡価格B＝税込価格×（1＋消費税率）」として下図のように消費者（需要者）に外消費税（＝税込価格×消費税率）を過重負担させるのは日本国憲法第30条の条規に反する価格の表示です。

同措置法は令和3年3月31日に失効しますが「譲渡価格B＝税込価格×（1＋消費税率）」に因る「総額表示方式」が残る限り社会経済の混乱は続きます。政府の誤った「総額表示方式」が国民の活力を削いでいるのです。

具体的には課税標準が909円であるときの譲渡価格Aは1000円で、税込価格が1000円である時の譲渡価格Bは外消費税100円を加算する1100円です。全体で20兆円／年以上の外消費税額を企業が猫糞していますが、「譲渡価格A＝課税標準×（1＋消費税率）」で表される「課税標準価格表示」による売上高から所定の計算式で算出される消費課税額を納税義務者が税務署に納付して国税は確保されます。



すべての産業・企業にみられる上図のような消費税の「総額表示価格」の構図で不法に得る外消費税は関電事件のように裏金になることがあります。

持続可能な消費税社会にするには「課税標準価格表示」に戻す以外になく、川上から川下の全ての企業、NHK、NTT、電気事業者、ガス事業者、水道事業者などの公的事業者にも「税込価格表示」を止めさせ、「総額価格表示」方式の不法性を国が認めれば「課税標準価格表示」への移行が促されます。

例えば地方公共団体の給水事業に係る料金は、条例の規定により料金表で得られる金額及び相当する消費税を加算した金額となっています。

このように料金に外消費税を加算する規定は「法律の定め」でなく憲法第30条の条規に反する規定であるので、正しい規定にするため条例の料金表に「消費税込」の字句を付記し、「消費税を加算する」字句を削除しなければなりません。

「課税標準価格表示」に戻すには事業者間で外消費税を授受しないで取引することです。外消費税を受取らないことにより事業者が損する場合は、川上の事業者からの課税仕入れに係る消費税分を川下の事業者が自らの課税標準に加算する価格調整を経て課税標準価格表示を「〇〇〇円（間接税込）」のように表示する単純な作業で済みます。課税標準価格表示へ移行してその旨を宣言した事業者は価格競争で優位に立てるだけでなく、「税込価格表示」方式に係る責任の追及を免れます。

「税込価格表示」方式に係る責任は、憲法第30条の条規に反する行為や消費税経理に係る不法行為がありますが政府始め各界から個々の事業者に至るまで、罪の軽重はあれどもその償いから逃れることはできません。

我が国のあらゆる組織は課税標準価格表示方式を尊重すべきで、総額価格表示方式を擁護する行為や外消費税の経理処理に係る不法行為に関わっているならば同措置法の失効期日3年3月31日までに課税標準価格表示へ切換え、課税標準価格表示事業者としてその旨を公表し、川下事業者は、取引の契約相手を課税標準価格表示事業者としなければなりません。

なお、課税標準価格表示への移行の説明を[別途](#)ご案内します。

10月9日

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル ([電子公告](#))

理事長 清水 博 78歳

滋賀県守山市今市町139-4